平成２１年（フ）第１３７４号
京都市北区衣笠東開キ町５番地１　ヴィラ衣笠202号室
債務者　市木誉世夫
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６４４号
京都市西京区桂南滝川町52番地　コーポラス桂203号
債務者　深田　祐一
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４５４号
兵庫県姫路市安富町名坂956番地21
債務者　河合　　学
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５１６号
兵庫県姫路市網干区興浜612番地１
債務者　和田　住代
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５５８号
奈良市中辻町51番地の３
債務者　松岡　正也
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１１１６号
広島市安芸区中野２丁目１番２―303号
債務者　貞永　健二
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１６３号
広島市安佐北区口田南１丁目９番16―201号、住民票上の住所山口県岩国市美和町佐坂375番地８
債務者　清木　佳美
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３７４号
広島市安佐北区亀崎３丁目19番85―103号
債務者　伊井　克三
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４０８号
広島市西区南観音７丁目８番13号　野村方２Ｆ
債務者　木村ゆかり（旧姓品川）
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４１８号
広島市安佐北区落合２丁目24番９号
債務者　平本　哲也
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５１９号
広島市中区東白島町18番１―502号
債務者　畠山　誠治
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６５号
香川県東かがわ市松原1184番地５
債務者　濵行　忠利
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２９５号
香川県高松市牟礼町牟礼379番地20
債務者　谷本　浩司
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１６２号
香川県丸亀市土居町３丁目４番11号
債務者　冨田　裕児
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１８２号
香川県善通寺市生野町909番地11　あだち荘Ｂ号室
債務者　三宅　　宏
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第７２号
香川県観音寺市古川町123番地
債務者　廣山マユミ
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第７３号
香川県観音寺市柞田町甲1114番地３、旧住所香川県観音寺市柞田町603番地３
債務者　木下　勝資
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第７５号
香川県三豊市豊中町本山甲1500番地１
債務者　大北　恵子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
高松地方裁判所観音寺支部